

香川県保育協議会 会費額と徴収規程

(目 的)

第1条 この規程は、香川県保育協議会会則（以下「会則」という。）第18条の規定に基づき会費に関する必要な事項を定める。

(会費の額)

第2条 会費額は、次のとおりとする。

- | | |
|------------|--------------|
| (1) 市町会費 | 1市・・・10,000円 |
| | 1町・・・7,000円 |
| (2) 施設会費 | 1施設・・・2,000円 |
| (3) 施設長会費 | 1名・・・5,000円 |
| (4) 保育士等会費 | 1名・・・2,400円 |

2 年度途中の退会施設、退会者へは納入会費は返還しないものとする。

(会費の徴収方法)

第3条 毎年度の会費は、本会会長が請求書に所定の振込用紙を添付して請求し、毎年度6月30日までに振込するものとする。

2 所定の振込用紙以外で振込の場合及び百十四銀行本・支店以外の金融機関から振込の場合の振込手数料は、施設側の負担とする。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、総会の議決を経て施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、総会の議決を経て施行し、平成27年4月1日から適用する。